

## 農業制度資金金利一覧表(H31.4.18改定)

資金名		基準金利	県利子補給率	国事業による利子助成	貸付利率	
農業近代化資金	農業を営む者	1.50%	1.30%	—	0.20%	
	認定農業者等の特例の適用を受け る利率	償還期限13年以下	1.50%	1.30%	0.04%	0.16%
		13年超14年以下	1.50%	1.30%	0.02%	0.18%
		14年超15年以下	1.50%	1.30%	0.01%	0.19%
	共同利用施設・団体	農協融資	1.50%	1.30%	—	0.20%
		農林中金、銀行融資	1.00%	0.80%	—	0.20%
国事業による利子助成は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(以下「利子助成金等交付事業実施要綱」という。)に定めるところにより、公益財団法人農林水産長期金融協会(以下「長期協会」という。)から認定農業者等に対して、毎年度国の予算の範囲内で助成されることを示す。(平成31年4月1日～平成32年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。						

資金名	原資金名	一般貸付利率	※市町村が利子補給を行う場合			
			利子補給率計		貸付利率	
新規就農者等農地取得資金	農業近代化資金	0.20%	0.20%	県 0.100%	市町村 0.100%	0.00%
			農業近代化資金の利率改定に連動して改定する。 県の利子補給率は、市町村が利子補給する場合の上限を示す。なお、市町村により利子補給率は異なる。			

資金名	貸付金利	金利負担軽減措置適用の場合※				
		国事業による利子助成	利子助成率			
			県	市町村	計	
農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	償還期限13年以下	0.16%	0.16%	—	—	—
	13年超14年以下	0.18%	0.18%	—	—	—
	14年超15年以下	0.19%	0.19%	—	—	—
	15年超25年以下	0.20%	0.20%	—	—	—
	国事業による利子助成は、利子助成金等交付事業実施要綱に定めるところにより、人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者又は農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「機構法」という。)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。)から農用地等(機構法第2条第2項に規定する農用地等をいう。)を借り受けた農業者に対し、長期協会から <b>貸付当初5年間に限り、貸付金利を0%に引き下げる</b> のに必要な額(ただし、2%を上限)を助成されることを示す。(平成31年4月1日から平成32年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。					
(株)日本政策金融公庫資金	農業改良資金	無利子				
	経営体育成強化資金	(株)日本政策金融公庫HP参照				
	農林漁業セーフティネット資金					
	農業基盤整備資金					
	振興山村・過疎地域経営改善資金					
	農林漁業施設資金(主務大臣施設資金)					
	農林漁業施設資金(災害復旧施設)					
	畜産経営環境調和推進資金					
中山間地域活性化資金						
農業経営改善促進資金	1.50%					

## 農業制度資金金利一覧表(R元.5.20改定)

資金名		基準金利	県利子補給率	国事業による利子助成	貸付利率	
農業近代化資金	農業を営む者	1.50%	1.30%	—	0.20%	
	認定農業者等の特例の適用を受ける利率	償還期限11年以下	1.50%	1.30%	0.04%	0.16%
		11年超12年以下	1.50%	1.30%	0.03%	0.17%
		12年超13年以下	1.50%	1.30%	0.02%	0.18%
		13年超14年以下	1.50%	1.30%	0.01%	0.19%
		14年超15年以下	1.50%	1.30%	0.00%	0.20%
	共同利用施設・団体	農協融資	1.50%	1.30%	—	0.20%
農林中金、銀行融資		1.00%	0.80%	—	0.20%	
国事業による利子助成は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(以下「利子助成金等交付事業実施要綱」という。)に定めるところにより、公益財団法人農林水産長期金融協会(以下「長期協会」という。)から認定農業者等に対して、毎年度国の予算の範囲内で助成されることを示す。(平成31年4月1日～平成32年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。						

資金名	原資金名	一貸付利率	※市町村が利子補給を行う場合			
			利子補給率計		貸付利率	
新規就農者等農地取得資金	農業近代化資金	0.20%	0.20%	県	市町村	0.00%
				0.100%	0.100%	
農業近代化資金の利率改定に連動して改定する。 県の利子補給率は、市町村が利子補給する場合の上限を示す。なお、市町村により利子補給率は異なる。						

資金名	貸付金利	金利負担軽減措置適用の場合※				
		国事業による利子助成	利子助成率			
			県	市町村	計	
農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	償還期限11年以下	0.16%	0.16%	—	—	—
	11年超12年以下	0.17%	0.17%	—	—	—
	12年超13年以下	0.18%	0.18%	—	—	—
	13年超14年以下	0.19%	0.19%	—	—	—
	14年超25年以下	0.20%	0.20%	—	—	—
国事業による利子助成は、利子助成金等交付事業実施要綱に定めるところにより、人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者又は農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「機構法」という。)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。)から農用地等(機構法第2条第2項に規定する農用地等をいう。)を借り受けた農業者に対し、長期協会から <b>貸付当初5年間に限り、貸付金利を0%に引き下げる</b> のに必要な額(ただし、2%を上限)を助成されることを示す。(平成31年4月1日から平成32年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。						
(株)日本政策金融公庫資金	農業改良資金	無利子				
	経営体育成強化資金					
	農林漁業セーフティネット資金					
	農業基盤整備資金					
	振興山村・過疎地域経営改善資金					
	農林漁業施設資金(主務大臣施設資金)					
	農林漁業施設資金(災害復旧施設)					
	畜産経営環境調和推進資金					
中山間地域活性化資金						
農業経営改善促進資金	1.50%					

## 農業制度資金金利一覧表(R元.6.19改定)

資金名		基準金利	県利子補給率	国事業による利子助成	貸付利率	
農業近代化資金	農業を営む者	1.50%	1.30%	—	0.20%	
	認定農業者等の特例の適用を受ける利率	償還期限12年以下	1.50%	1.30%	0.04%	0.16%
		12年超13年以下	1.50%	1.30%	0.03%	0.17%
		13年超14年以下	1.50%	1.30%	0.02%	0.18%
		14年超15年以下	1.50%	1.30%	0.01%	0.19%
	共同利用施設・団体	農協融資	1.50%	1.30%	—	0.20%
		農林中金、銀行融資	1.00%	0.80%	—	0.20%
国事業による利子助成は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(以下「利子助成金等交付事業実施要綱」という。)に定めるところにより、公益財団法人農林水産長期金融協会(以下「長期協会」という。)から認定農業者等に対して、毎年度国の予算の範囲内で助成されることを示す。(平成31年4月1日～平成32年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。						

資金名	原資金名	一貸付利率	※市町村が利子補給を行う場合			
			利子補給率計		貸付利率	
新規就農者等農地取得資金	農業近代化資金	0.20%	0.20%	県	市町村	0.00%
				0.100%	0.100%	
農業近代化資金の利率改定に連動して改定する。 県の利子補給率は、市町村が利子補給する場合の上限を示す。なお、市町村により利子補給率は異なる。						

資金名	貸付金利	金利負担軽減措置適用の場合※				
		国事業による利子助成	利子助成率			
			県	市町村	計	
農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	償還期限12年以下	0.16%	0.16%	—	—	—
	12年超13年以下	0.17%	0.17%	—	—	—
	13年超14年以下	0.18%	0.18%	—	—	—
	14年超15年以下	0.19%	0.19%	—	—	—
	15年超25年以下	0.20%	0.20%	—	—	—
	国事業による利子助成は、利子助成金等交付事業実施要綱に定めるところにより、人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者又は農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「機構法」という。)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。)から農用地等(機構法第2条第2項に規定する農用地等をいう。)を借り受けた農業者に対し、長期協会から <b>貸付当初5年間に限り、貸付金利を0%に引き下げる</b> のに必要な額(ただし、2%を上限)を助成されることを示す。(平成31年4月1日から平成32年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。					
(株)日本政策金融公庫資金	農業改良資金	無利子				
	経営体育成強化資金	(株)日本政策金融公庫HP参照				
	農林漁業セーフティネット資金					
	農業基盤整備資金					
	振興山村・過疎地域経営改善資金					
	農林漁業施設資金(主務大臣施設資金)					
	農林漁業施設資金(災害復旧施設)					
	畜産経営環境調和推進資金					
中山間地域活性化資金						
農業経営改善促進資金	1.50%					

## 農業制度資金金利一覧表(R元.7.19改定)

資金名		基準金利	県利子補給率	国事業による利子助成	貸付利率	
農業近代化資金	農業を営む者	1.35%	1.27%	—	0.08%	
	認定農業者等の特例の適用を受ける利率	償還期限15年以下 1.35%	1.27%	—	0.08%	
	共同利用施設・団体	農協融資	1.35%	1.27%	—	0.08%
		農林中金、銀行融資	0.95%	0.87%	—	0.08%
国事業による利子助成は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(以下「利子助成金等交付事業実施要綱」という。)に定めるところにより、公益財団法人農林水産長期金融協会(以下「長期協会」という。)から認定農業者等に対して、毎年度国の予算の範囲内で助成されることを示す。(平成31年4月1日～令和2年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。						

資金名	原資金名	一貸付利率	※市町村が利子補給を行う場合			
			利子補給率計		貸付利率	
新規就農者等農地取得資金	農業近代化資金	0.08%	0.08%	県 0.040%	市町村 0.040%	0.00%
			農業近代化資金の利率改定に連動して改定する。 県の利子補給率は、市町村が利子補給する場合の上限を示す。なお、市町村により利子補給率は異なる。			

資金名	貸付金利	金利負担軽減措置適用の場合※				
		国事業による利子助成	利子助成率			
			県	市町村	計	
農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	償還期限25年以下	0.08%	0.08%	—	—	—
	国事業による利子助成は、利子助成金等交付事業実施要綱に定めるところにより、実質化された人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者(実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた農業者を含む。)又は農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「機構法」という。)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。)から農用地等(機構法第2条第2項に規定する農用地等をいう。)を借り受けた農業者に対し、長期協会から <b>貸付当初5年間に限り、貸付金利を0%に引き下げる</b> のに必要な額(ただし、2%を上限)を助成されることを示す。(平成31年4月1日から令和2年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。					
(株)日本政策金融公庫資金	農業改良資金	無利子				
	経営体育成強化資金	(株)日本政策金融公庫HP参照				
	農林漁業セーフティネット資金					
	農業基盤整備資金					
	振興山村・過疎地域経営改善資金					
	農林漁業施設資金(主務大臣施設資金)					
	農林漁業施設資金(災害復旧施設)					
	畜産経営環境調和推進資金					
中山間地域活性化資金						
農業経営改善促進資金	1.50%					

## 農業制度資金金利一覧表(R元.8.20改定)

資金名		基準金利	県利子補給率	国事業による利子助成	貸付利率	
農業近代化資金	農業を営む者	1.35%	1.28%	—	0.07%	
	認定農業者等の特例の適用を受ける利率	償還期限15年以下	1.35%	1.28%	—	0.07%
	共同利用施設・団体	農協融資	1.35%	1.28%	—	0.07%
		農林中金、銀行融資	0.95%	0.88%	—	0.07%
国事業による利子助成は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(以下「利子助成金等交付事業実施要綱」という。)に定めるところにより、公益財団法人農林水産長期金融協会(以下「長期協会」という。)から認定農業者等に対して、毎年度国の予算の範囲内で助成されることを示す。(平成31年4月1日～令和2年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。						

資金名	原資金名	一貸付利率	※市町村が利子補給を行う場合			
			利子補給率計		貸付利率	
新規就農者等農地取得資金	農業近代化資金	0.07%	0.07%	県	市町村	0.00%
				0.035%	0.035%	
農業近代化資金の利率改定に連動して改定する。 県の利子補給率は、市町村が利子補給する場合の上限を示す。なお、市町村により利子補給率は異なる。						

資金名		貸付金利	金利負担軽減措置適用の場合※			
			国事業による利子助成	利子助成率		
				県	市町村	計
農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	償還期限25年以下	0.07%	0.07%	—	—	—
	国事業による利子助成は、利子助成金等交付事業実施要綱に定めるところにより、実質化された人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者(実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた農業者を含む。)又は農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「機構法」という。)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。)から農用地等(機構法第2条第2項に規定する農用地等をいう。)を借り受けた農業者に対し、長期協会から <b>貸付当初5年間に限り、貸付金利を0%に引き下げるのに必要な額(ただし、2%を上限)</b> を助成されることを示す。(平成31年4月1日から令和2年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。					
(株)日本政策金融公庫資金	農業改良資金	無利子				
	経営体育成強化資金	(株)日本政策金融公庫HP参照				
	農林漁業セーフティネット資金					
	農業基盤整備資金					
	振興山村・過疎地域経営改善資金					
	農林漁業施設資金(主務大臣施設資金)					
	農林漁業施設資金(災害復旧施設)					
	畜産経営環境調和推進資金					
中山間地域活性化資金						
農業経営改善促進資金		1.50%				

## 農業制度資金金利一覧表(R元.9.19改定)

資金名		基準金利	県利子補給率	国事業による利子助成	貸付利率	
農業近代化資金	農業を営む者	1.30%	1.28%	—	0.02%	
	認定農業者等の特例の適用を受ける利率	償還期限15年以下 1.30%	1.28%	—	0.02%	
	共同利用施設・団体	農協融資	1.30%	1.28%	—	0.02%
		農林中金、銀行融資	0.95%	0.93%	—	0.02%
国事業による利子助成は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(以下「利子助成金等交付事業実施要綱」という。)に定めるところにより、公益財団法人農林水産長期金融協会(以下「長期協会」という。)から認定農業者等に対して、毎年度国の予算の範囲内で助成されることを示す。(平成31年4月1日～令和2年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。						

資金名	原資金名	一貸付利率	※市町村が利子補給を行う場合			
			利子補給率計		貸付利率	
新規就農者等農地取得資金	農業近代化資金	0.02%	0.02%	県 0.010%	市町村 0.010%	0.00%
			農業近代化資金の利率改定に連動して改定する。 県の利子補給率は、市町村が利子補給する場合の上限を示す。なお、市町村により利子補給率は異なる。			

資金名	貸付金利	金利負担軽減措置適用の場合※			
		国事業による利子助成	利子助成率		
			県	市町村	計
農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	償還期限25年以下	0.02%	0.02%	—	—
	国事業による利子助成は、利子助成金等交付事業実施要綱に定めるところにより、実質化された人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者(実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた農業者を含む。)又は農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「機構法」という。)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。)から農用地等(機構法第2条第2項に規定する農用地等をいう。)を借り受けた農業者に対し、長期協会から <b>貸付当初5年間に限り、貸付金利を0%に引き下げるのに必要な額(ただし、2%を上限)</b> を助成されることを示す。(平成31年4月1日から令和2年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。				
(株)日本政策金融公庫資金	農業改良資金	無利子			
	経営体育成強化資金	(株)日本政策金融公庫HP参照			
	農林漁業セーフティネット資金				
	農業基盤整備資金				
	振興山村・過疎地域経営改善資金				
	農林漁業施設資金(主務大臣施設資金)				
	農林漁業施設資金(災害復旧施設)				
	畜産経営環境調和推進資金				
中山間地域活性化資金					
農業経営改善促進資金	1.50%				

## 農業制度資金金利一覧表(R元.10.21改定)

資金名		基準金利	県利子補給率	国事業による利子助成	貸付利率	
農業近代化資金	農業を営む者	1.35%	1.29%	—	0.06%	
	認定農業者等の特例の適用を受ける利率	償還期限15年以下	1.35%	1.29%	—	0.06%
	共同利用施設・団体	農協融資	1.35%	1.29%	—	0.06%
		農林中金、銀行融資	0.95%	0.89%	—	0.06%
国事業による利子助成は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(以下「利子助成金等交付事業実施要綱」という。)に定めるところにより、公益財団法人農林水産長期金融協会(以下「長期協会」という。)から認定農業者等に対して、毎年度国の予算の範囲内で助成されることを示す。(平成31年4月1日～令和2年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。						

資金名	原資金名	一貸付利率	※市町村が利子補給を行う場合			
			利子補給率計		貸付利率	
新規就農者等農地取得資金	農業近代化資金	0.06%	0.06%	県	市町村	0.00%
				0.030%	0.030%	
農業近代化資金の利率改定に連動して改定する。 県の利子補給率は、市町村が利子補給する場合の上限を示す。なお、市町村により利子補給率は異なる。						

資金名		貸付金利	金利負担軽減措置適用の場合※			
			国事業による利子助成	利子助成率		
				県	市町村	計
農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	償還期限25年以下	0.06%	0.06%	—	—	—
	国事業による利子助成は、利子助成金等交付事業実施要綱に定めるところにより、実質化された人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者(実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた農業者を含む。)又は農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「機構法」という。)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。)から農用地等(機構法第2条第2項に規定する農用地等をいう。)を借り受けた農業者に対し、長期協会から <b>貸付当初5年間に限り、貸付金利を0%に引き下げるのに必要な額(ただし、2%を上限)</b> を助成されることを示す。(平成31年4月1日から令和2年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。					
(株)日本政策金融公庫資金	農業改良資金	無利子				
	経営体育成強化資金	(株)日本政策金融公庫HP参照				
	農林漁業セーフティネット資金					
	農業基盤整備資金					
	振興山村・過疎地域経営改善資金					
	農林漁業施設資金(主務大臣施設資金)					
	農林漁業施設資金(災害復旧施設)					
	畜産経営環境調和推進資金					
中山間地域活性化資金						
農業経営改善促進資金		1.50%				

## 農業制度資金金利一覧表(R元.11.18改定)

資金名		基準金利	県利子補給率	国事業による利子助成	貸付利率	
農業近代化資金	農業を営む者	1.35%	1.26%	—	0.09%	
	認定農業者等の特例の適用を受ける利率	償還期限15年以下 1.35%	1.26%	—	0.09%	
	共同利用施設・団体	農協融資	1.35%	1.26%	—	0.09%
		農林中金、銀行融資	0.95%	0.86%	—	0.09%
国事業による利子助成は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(以下「利子助成金等交付事業実施要綱」という。)に定めるところにより、公益財団法人農林水産長期金融協会(以下「長期協会」という。)から認定農業者等に対して、毎年度国の予算の範囲内で助成されることを示す。(平成31年4月1日～令和2年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。						

資金名	原資金名	一貸付利率	※市町村が利子補給を行う場合			
			利子補給率計		貸付利率	
新規就農者等農地取得資金	農業近代化資金	0.09%	0.09%	県 0.045%	市町村 0.045%	0.00%
			農業近代化資金の利率改定に連動して改定する。 県の利子補給率は、市町村が利子補給する場合の上限を示す。なお、市町村により利子補給率は異なる。			

資金名	貸付金利	金利負担軽減措置適用の場合※				
		国事業による利子助成	利子助成率			
			県	市町村	計	
農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	償還期限25年以下	0.09%	0.09%	—	—	—
	国事業による利子助成は、利子助成金等交付事業実施要綱に定めるところにより、実質化された人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者(実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた農業者を含む。)又は農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「機構法」という。)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。)から農用地等(機構法第2条第2項に規定する農用地等をいう。)を借り受けた農業者に対し、長期協会から <b>貸付当初5年間に限り、貸付金利を0%に引き下げるのに必要な額(ただし、2%を上限)</b> を助成されることを示す。(平成31年4月1日から令和2年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。					
(株)日本政策金融公庫資金	農業改良資金	無利子				
	経営体育成強化資金	(株)日本政策金融公庫HP参照				
	農林漁業セーフティネット資金					
	農業基盤整備資金					
	振興山村・過疎地域経営改善資金					
	農林漁業施設資金(主務大臣施設資金)					
	農林漁業施設資金(災害復旧施設)					
	畜産経営環境調和推進資金					
中山間地域活性化資金						
農業経営改善促進資金	1.50%					

## 農業制度資金金利一覧表(R元.12.18改定)

資金名		基準金利	県利子補給率	国事業による利子助成	貸付利率	
農業近代化資金	農業を営む者	1.50%	1.30%	—	0.20%	
	認定農業者等の特例の適用を受ける利率	償還期限13年以下	1.50%	1.30%	0.04%	0.16%
		13年超14年以下	1.50%	1.30%	0.03%	0.17%
		14年超15年以下	1.50%	1.30%	0.02%	0.18%
	共同利用施設・団体	農協融資	1.50%	1.30%	—	0.20%
		農林中金、銀行融資	0.95%	0.75%	—	0.20%
国事業による利子助成は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(以下「利子助成金等交付事業実施要綱」という。)に定めるところにより、公益財団法人農林水産長期金融協会(以下「長期協会」という。)から認定農業者等に対して、毎年度国の予算の範囲内で助成されることを示す。(平成31年4月1日～令和2年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。						

資金名	原資金名	一般貸付利率	※市町村が利子補給を行う場合			
			利子補給率計		貸付利率	
新規就農者等農地取得資金	農業近代化資金	0.20%	0.20%	県 0.100%	市町村 0.100%	0.00%
			農業近代化資金の利率改定に連動して改定する。 県の利子補給率は、市町村が利子補給する場合の上限を示す。なお、市町村により利子補給率は異なる。			

資金名	貸付金利	金利負担軽減措置適用の場合※				
		国事業による利子助成	利子助成率			
			県	市町村	計	
農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	償還期限13年以下	0.16%	0.16%	—	—	—
	13年超14年以下	0.17%	0.17%	—	—	—
	14年超15年以下	0.18%	0.18%	—	—	—
	15年超25年以下	0.20%	0.20%	—	—	—
	国事業による利子助成は、利子助成金等交付事業実施要綱に定めるところにより、実質化された人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者(実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた農業者を含む。)又は農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「機構法」という。)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。)から農用地等(機構法第2条第2項に規定する農用地等をいう。)を借り受けた農業者に対し、長期協会から <b>貸付当初5年間に限り、貸付金利を0%に引き下げる</b> のに必要な額(ただし、2%を上限)を助成されることを示す。(平成31年4月1日から令和2年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。					
(株)日本政策金融公庫資金	農業改良資金	無利子				
	経営体育成強化資金	(株)日本政策金融公庫HP参照				
	農林漁業セーフティネット資金					
	農業基盤整備資金					
	振興山村・過疎地域経営改善資金					
	農林漁業施設資金(主務大臣施設資金)					
	農林漁業施設資金(災害復旧施設)					
	畜産経営環境調和推進資金					
中山間地域活性化資金						
農業経営改善促進資金	1.50%					

## 農業制度資金金利一覧表(R2.1.21改定)

資金名		基準金利	県利子補給率	国事業による利子助成	貸付利率	
農業近代化資金	農業を営む者	1.50%	1.30%	—	0.20%	
	認定農業者等の特例の適用を受ける利率	償還期限10年以下	1.50%	1.30%	0.04%	0.16%
		10年超11年以下	1.50%	1.30%	0.03%	0.17%
		11年超12年以下	1.50%	1.30%	0.02%	0.18%
		12年超13年以下	1.50%	1.30%	0.01%	0.19%
		13年超15年以下	1.50%	1.30%	0.00%	0.20%
	共同利用施設・団体	農協融資	1.50%	1.30%	—	0.20%
農林中金、銀行融資		0.95%	0.75%	—	0.20%	
国事業による利子助成は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(以下「利子助成金等交付事業実施要綱」という。)に定めるところにより、公益財団法人農林水産長期金融協会(以下「長期協会」という。)から認定農業者等に対して、毎年度国の予算の範囲内で助成されることを示す。(平成31年4月1日～令和2年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。						

資金名	原資金名	一貸付利率	※市町村が利子補給を行う場合			
			利子補給率計		貸付利率	
新規就農者等農地取得資金	農業近代化資金	0.20%	0.20%	県	市町村	0.00%
				0.100%	0.100%	
農業近代化資金の利率改定に連動して改定する。 県の利子補給率は、市町村が利子補給する場合の上限を示す。なお、市町村により利子補給率は異なる。						

資金名	貸付金利	金利負担軽減措置適用の場合※				
		国事業による利子助成	利子助成率			
			県	市町村	計	
(株)日本政策金融公庫資金	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	償還期限10年以下	0.16%	—	—	—
		10年超11年以下	0.17%	—	—	—
		11年超12年以下	0.18%	—	—	—
		12年超13年以下	0.19%	—	—	—
		13年超25年以下	0.20%	—	—	—
		国事業による利子助成は、利子助成金等交付事業実施要綱に定めるところにより、実質化された人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者(実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた農業者を含む。)又は農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「機構法」という。)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。)から農用地等(機構法第2条第2項に規定する農用地等をいう。)を借り受けた農業者に対し、長期協会から <b>貸付当初5年間に限り、貸付金利を0%に引き下げる</b> のに必要な額(ただし、2%を上限)を助成されることを示す。(平成31年4月1日から令和2年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。				
(株)日本政策金融公庫資金	農業改良資金	無利子				
	経営体育成強化資金	(株)日本政策金融公庫HP参照				
	農林漁業セーフティネット資金					
	農業基盤整備資金					
	振興山村・過疎地域経営改善資金					
	農林漁業施設資金(主務大臣施設資金)					
	農林漁業施設資金(災害復旧施設)					
	畜産経営環境調和推進資金					
中山間地域活性化資金						
農業経営改善促進資金	1.50%					

## 農業制度資金金利一覧表(R2.2.20改定)

資金名		基準金利	県利子補給率	国事業による利子助成	貸付利率	
農業近代化資金	農業を営む者	1.40%	1.30%	—	0.10%	
	認定農業者等の特例の適用を受ける利率	償還期限15年以下	1.40%	1.30%	—	0.10%
	共同利用施設・団体	農協融資	1.40%	1.30%	—	0.10%
		農林中金、銀行融資	0.95%	0.85%	—	0.10%
国事業による利子助成は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(以下「利子助成金等交付事業実施要綱」という。)に定めるところにより、公益財団法人農林水産長期金融協会(以下「長期協会」という。)から認定農業者等に対して、毎年度国の予算の範囲内で助成されることを示す。(平成31年4月1日～令和2年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。						

資金名	原資金名	一貸付利率	※市町村が利子補給を行う場合			
			利子補給率計		貸付利率	
新規就農者等農地取得資金	農業近代化資金	0.10%	0.10%	県	市町村	0.00%
				0.050%	0.050%	
農業近代化資金の利率改定に連動して改定する。 県の利子補給率は、市町村が利子補給する場合の上限を示す。なお、市町村により利子補給率は異なる。						

資金名	貸付金利	金利負担軽減措置適用の場合※			
		国事業による利子助成	利子助成率		
			県	市町村	計
農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	0.10%	0.10%	—	—	—
国事業による利子助成は、利子助成金等交付事業実施要綱に定めるところにより、実質化された人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者(実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた農業者を含む。)又は農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「機構法」という。)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。)から農用地等(機構法第2条第2項に規定する農用地等をいう。)を借り受けた農業者に対し、長期協会から <b>貸付当初5年間に限り、貸付金利を0%に引き下げるのに必要な額(ただし、2%を上限)</b> を助成されることを示す。(平成31年4月1日から令和2年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。					
(株)日本政策金融公庫資金	農業改良資金	無利子			
	経営体育成強化資金	(株)日本政策金融公庫HP参照			
	農林漁業セーフティネット資金				
	農業基盤整備資金				
	振興山村・過疎地域経営改善資金				
	農林漁業施設資金(主務大臣施設資金)				
	農林漁業施設資金(災害復旧施設)				
	畜産経営環境調和推進資金				
中山間地域活性化資金					
農業経営改善促進資金	1.50%				

## 農業制度資金金利一覧表(R2.3.18改定)

資金名		基準金利	県利子補給率	国事業による利子助成	貸付利率	
農業近代化資金	農業を営む者	1.40%	1.30%	—	0.10%	
	認定農業者等の特例の適用を受ける利率	償還期限15年以下	1.40%	1.30%	—	0.10%
	共同利用施設・団体	農協融資	1.40%	1.30%	—	0.10%
		農林中金、銀行融資	0.95%	0.85%	—	0.10%
国事業による利子助成は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(以下「利子助成金等交付事業実施要綱」という。)に定めるところにより、公益財団法人農林水産長期金融協会(以下「長期協会」という。)から認定農業者等に対して、毎年度国の予算の範囲内で助成されることを示す。(平成31年4月1日～令和2年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。						

資金名	原資金名	一貸付利率	※市町村が利子補給を行う場合			
			利子補給率計		貸付利率	
新規就農者等農地取得資金	農業近代化資金	0.10%	0.10%	県	市町村	0.00%
				0.050%	0.050%	
農業近代化資金の利率改定に連動して改定する。 県の利子補給率は、市町村が利子補給する場合の上限を示す。なお、市町村により利子補給率は異なる。						

資金名	貸付金利	金利負担軽減措置適用の場合※			
		国事業による利子助成	利子助成率		
			県	市町村	計
農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	0.10%	0.10%	—	—	—
国事業による利子助成は、利子助成金等交付事業実施要綱に定めるところにより、実質化された人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者(実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた農業者を含む。)又は農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「機構法」という。)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。)から農用地等(機構法第2条第2項に規定する農用地等をいう。)を借り受けた農業者に対し、長期協会から <b>貸付当初5年間に限り、貸付金利を0%に引き下げるのに必要な額(ただし、2%を上限)</b> を助成されることを示す。(平成31年4月1日から令和2年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。					
(株)日本政策金融公庫資金	無利子				
農業改良資金	(株)日本政策金融公庫HP参照				
経営体育成強化資金					
農林漁業セーフティネット資金					
農業基盤整備資金					
振興山村・過疎地域経営改善資金					
農林漁業施設資金(主務大臣施設資金)					
農林漁業施設資金(災害復旧施設)					
畜産経営環境調和推進資金					
中山間地域活性化資金					
農業経営改善促進資金	1.50%				